

文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F AX 03-4415-2062

般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

『ISB競技会開催手順規程』

第1章 則 総

(趣旨)

本章の手順は、基本規程"第10章 競技会"に基づき開催される社会人カテゴリーの国内競技会の組織お 第1条 よび運営に関する手順について定める。

(国内競技会)

- 第2条 本連盟は次の各号の国内競技会を主催する。
 - (1) 全日本社会人バスケットボール地域リーグチャンピオンシップ
 - (2) 全日本社会人バスケットボール地域リーグ
 - (3) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
 - (4) 全日本社会人バスケットボール選手権大会ブロック予選
 - (5) 全日本社会人O-40/O-50 バスケットボール選手権大会
 - (6) 全日本社会人O-40/O-50 バスケットボール選手権大会ブロック予選
 - (7) 日本社会人レディースバスケットボール交流大会(東・中・西地区)
 - 本連盟は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。
 - 本連盟の主催競技会の開催日は、開催前年度の8月末日までに、本連盟及び主管者を もって日程を調整し決定するものとする。

(開催の申請)

- 国内競技会の主催または主管する場合は、本連盟に対して次の各号 第3条 の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければなら ない。
 - (1) 競技会開催の趣旨
 - (2) 名称
 - (3) 主催者と主管者の名称と所在地
 - (4) 会期及び会場
 - (5) 競技方法
 - (6) 参加費
 - (7) 予算書
 - (8) その他
 - 本連盟は前項による申請内容について、必要により変更を指示することができる。
 - 前項に基づき既に承認を得た競技会開催に関し、提出書類に変更があった場合は、本連 盟に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催承認の条件)

第4条 前条に規程する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならな

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION



〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

-般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

い。但し、本連盟の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1)参加チームは、全て本連盟の加盟チームであること
- (2) 競技はJBAの競技規則に則りおこなうこと
- (3)参加選手は本連盟の諸規定を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) その他本連盟が必要と認めた指示に従うこと

(予 算)

- 第5条 競技開催に伴う予算及び決算は、別に定める勘定科目ならび積算基礎による。
 - 2 本連盟は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照らして 査定による修正を求めることができる。
 - 3 費用の積算
 - ① 旅費・・利用する交通機関は原則として鉄道およびバス、船舶とする。 航空機、タクシーについては必要と認められた場合のみ利用することができる。
 - ② 審判謝礼・・別紙"審判謝礼一覧表"を参照
 - ③ 役員謝礼・・2千円/日(補助役員も同様とする)
 - ④ TO謝礼・・1千円/試合(2試合/日の担当が望ましい)
 - ⑤ プログラムの作成は、原則本部で行うので主管部門での作成は開催地負担とする。
 - ⑥ 表彰品等は本部手配とする。
 - ⑦ 傷害保険等は自己負担とするので事前にチームへ加入の依頼をする。
 - ⑧ 競技会での食事(弁当等)は、自己負担とする。

(報告の義務)

- 第6条 主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を国内競技会開催報告書と 競技会収支決算書を本連盟に提出し承認を受ける。
 - (1) 競技会の概要
 - (2) 公式記録となる競技記録
 - (3) 収支決算書

(決 算)

- 第7条 競技会を開催した主管部門は、競技会収支決算書作成提出して承認を受ける。
 - ① 旅費:すべて普通車料金(特急料含む)実費とする。
 - a) 急行・特急等乗車運賃以外に支払った場合は領収書を添付
 - b) 航空券は、必ず搭乗分が判る資料(便名と料金)を添付
 - c) 宿泊は、上限1泊10,000円とするがやむ得ない場合上限と超える時には、 理由書を添付すること。尚 限度内であっても領収書を添付
 - ② 謝礼等:支払った本人宛の領収書の提出が必要。
 - ③ 会議費、消耗品等の使用や購入に対しても必ず領収書が必要(レシートはNG)。
 - ④ 原則レンタカー・自家用車等の使用は禁止とする。 特例:自家用車の使用時には37円/Kmで積算(事故等については自己責任)



JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION 〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062 一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

第2章 附 則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。